

海南省における小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方

1 前提条件

「海南省における小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方」については、学校の小規模化が進む中において、現行の法制度等に基づき一定の基準を定めたものであり、今後、法改正が行われるなど社会情勢が変化したときには改めて検討が必要である。

2 適正な学校規模

(1) 学校規模（特別支援学級を除く学級数）

国が定める標準規模を参考としつつ「学校の小規模化が進む海南省の実情を踏まえた上で望ましいと考える学校規模」として、以下のとおり適正な学校規模を定める。なお、学校規模の適正化に取り組む際には、この規模を目指す。

校種	適正規模	基本的な考え方
小学校	6学級以上 (1学年1学級以上)	・多様な考えに触れながら学ぶことを可能にするためには、学級の中で複数のグループやペアを構成することができる規模が望ましいと考える。
中学校	6学級以上 (1学年2学級以上)	・中学校でより幅広く多様な人間関係の中で様々な学びや自己変革の機会を得ることができる環境としてクラス替えができる規模が望ましいと考える。ただし、免許外指導の解消など教員配置の観点においては、より大きな規模が望ましい。

(2) 学級規模（1学級当たりの児童生徒数）

1学級当たりの児童生徒数については、市に設定する権限がないため、小・中学校ともに設定しない。

ただし、保護者へのアンケートでは現状の学級編制基準である35人よりも少ない人数を望ましいと考える意見が多くあり、その理由としては「一人ひとりにきめ細かな指導が行われる」ことを望んでいると考えられる。教育委員会においては、独自に支援教員を配置したり、学級を複数のグループに分けたりすることで少人数指導に取り組んでいるところであるが、今後も引き続き、学習場面に応じて可能な範囲で教員を加配するなど、学習する集団の人数を保護者の希望に近づけるよう努めてほしい。また、生活指導面においても、児童生徒の変化を見逃さず心身の状況を的確に把握できるよう、教職員の指導力向上に資する研修を継続的に行ってほしい。

3 適正な学校規模を下回る場合の対応

学校では様々な指導方法の工夫・改善により教育水準の維持向上に取り組んでおり、適正規模に満たない学校が直ちに教育環境として望ましくないとは言えないものの、適正規模を下回るときには対応すべき課題の変化があると考えられることから、適正規模を下回ることが見込まれた段階で、保護者や学校等の関係者と検討・協議する体制を整備し、学校規模の適正化に

に向けた検討を始めることが必要である。

なお、適正規模を下回る程度[※]によっては、学校運営上の工夫だけでは児童生徒の成長や学習面における課題を完全に解消することが困難になると考えられることから、学校規模の適正化を積極的に推し進めることが必要である。

また、学校規模を適正化することについて検討を行う際には、以下の点に留意していただきたい。

- 学校規模の適正化は、児童生徒の教育環境をより良くすることを第一に考えること。
- 学校規模の適正化を実現するためには一定の期間を要することから、適正規模を下回るかどうかは6年後に入学する児童生徒数の見込みに基づいて判断すること
- 現時点において既に適正規模を下回っている学校及び下回ることが見込まれる学校については、速やかに検討を始めること。
- 学校規模の適正化に伴い適切な通学手段を確保できない場合や過去に統合等の経過があり性急に再度の統合等を行うことが児童生徒や保護者にとって過度な負担になると考えられる場合など、学校規模の適正化を進めることが困難な場合には、小規模校のまま存続させることも合わせて検討すること。

※「適正規模を下回る程度」については、「2 適正な学校規模」において、基本的な考え方として示した教育環境をどの程度実現できているかという観点で判断する必要があるが、判断するに当たり、審議会において出された以下の意見にも留意されたい。

【審議会での意見】

<小学校>

- ・同学年の人数が3～4人程度になると複数のペアやグループを構成することが困難になるため、多様な考えに触れながら「主体的・対話的で深い学び」を実現することが難しい。

<中学校>

- ・1小1中(中学校が単一の小学校区で構成されている状態)で各学年が1学級であるなど、小学校から中学校までの9年間で固定された人的構成では学校生活において幅広く多様な人間関係を得ることが難しい。
- ・複数の小学校から進学してくる中学校であっても、より幅広く多様な人間関係の中で様々な学びの機会を得るためには、一定の学級規模が必要である。